

## 設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日	2026年 4月 20日
事業者名 (HP掲載時は非公表)	

開札日	令和8年4月27日
入札番号	第32号
案件名	鹿沼市立小中学校屋内運動場空調設備(令和8年度)賃貸借

質問内容	鹿沼市回答(回答日:令和8年4月21日)
指名通知書7・平成18年3月16日条例第14号 本案件が、施設における設備の借受にもかかわらず、「長期継続契約に該当しない」とされている理由をご教示いただけますでしょうか。	債務負担行為のため長期継続契約には該当しません。
特記仕様書10 「機械設備工事」の区分については、主に空調設備に関連する工事、「電気設備工事」の区分については、主に受変電設備の改修および設置工事を指しているとの認識で相違ないでしょうか。	貴見のとおりです。
記載無し 落札後締結する賃貸借契約書について、弊社指定書式を使用することは可能でしょうか。貴市指定書式を使用する場合、賃貸借契約書(案、契約書式・契約条項)を事前に開示頂けますでしょうか。落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。	賃貸借契約書は落札業者所有の賃貸借契約書ひな形を基本とし、条項内容を協議の上作成します。

<p>記載無し 本件の賃貸借契約は債務負担行為でしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 債務負担を設定しており、契約期間における予算について、議会の承認を得ています。</p>
<p>特記仕様書 12 納期について、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、弊社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>協議することは可能ですが、令和9年1月からの賃貸借開始に向けて最大限努力ください。 最大限努力した上での工期変更であれば、遅延に関するペナルティは課されません。</p>
<p>特記仕様書10、11 再委託について、対象物件の納入設置、返却、交換作業、保守、維持管理等について、納入業者又は製造メーカーに再委託することは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。また、上記再委託内容に関して、再委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 再委託を承認する書面の提出も可能です。</p>
<p>記載無し 万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴市にその金額をご負担して頂けますでしょうか。</p>	<p>上記の回答のとおり債務負担を設定しているため、予算削減・減額による契約の変更または解除はありません。</p>
<p>記載無し 予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますか。</p>	<p>過去に予算削減等の影響による賃貸借契約の解約または変更等はありません。</p>
<p>特記仕様書 8(1) 動産総合保険は時価額をベース(リース開始からリース終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて保険金額を設定)にした保険でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>特記仕様書 8(1) 動産総合保険の付保はハードウェアのみでよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

#### 特記仕様書 10

本件は賃貸借契約であり建設業法の対象となる工事請負業務が発生するという認識でよろしいでしょうか。また、受注者は賃貸借契約における業務に関してのみ履行責任が生じるものとし、工事請負業者等との協議は貴市または納入業者で行うとの認識でよろしいでしょうか。

本件は賃貸借契約であり受注者には建設業法の対象となる工事請負業務は発生しません。

但し、受注者は元請会社として、本案件について全体の監理をする必要があります。

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課( [keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp](mailto:keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp) )に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口を持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則 Word 形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。